

議案第 80 号

調布市乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 5 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

高校生等を医療費の助成の対象とするとともに中学生の医療費の助成に係る所得制限及び対象者の一部負担金相当額の支払を撤廃するため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の
一部を改正する条例

調布市乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成5年調布市条例第23号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び義務教育就学児」を「，義務教育就学児及び高校生等」に改める。

第1条中「又は義務教育就学児」を「，義務教育就学児又は高校生等」に改める。

第2条第1項第3号に次のように加える。

ウ 高校生等が何人からも監護されておらず，市長が必要と認める場合
の当該高校生等本人

第2条第1項中第3号を第4号とし，第2号の次に次の1号を加える。

(3) 高校生等 15歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

第2条第2項中「第3号」を「第4号」に改める。

第3条の2を削る。

第5条第1項中「乳幼児」を「乳幼児等」に改め，「以下「当該医療費」という。」を削り，同条第2項を削り，同条第3項中「前2項」を「前項」に改め，同項を同条第2項とする。

第7条の見出し中「一部負担金相当額等」を「食事療養標準負担額」に改め，同条各号列記以外の部分中「は，次の各号に掲げる対象者の区分に応じ，当該各号に定める額を，」を「が入院時食事療養を受けた場合にあっては，当該対象者は，当該食事療養標準負担額を」に改め，同条各号を削る。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の調布市乳幼児、義務教育就学児及び高校生等の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(調布市個人番号の利用に関する条例の一部改正)

- 3 調布市個人番号の利用に関する条例（平成27年調布市条例第52号）の一部を次のように改正する。

別表第1 3の項及び別表第2 21の項中「及び義務教育就学児」を「、義務教育就学児及び高校生等」に改める。